

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 一三五

### 告示

関市の区域内の町及び字の区域及び名称変更

(市町村課) 一二五

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 一二六

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一二七

保安林の指定

(中濃農林事務所) 一二九

保安林の指定予定

(郡上農林事務所) 一二九

### 公示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 一三〇

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 一三〇

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 一三〇

登録販売者試験の実施

(薬務水道課) 一三一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 一三二

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 一三三

土地改良区役員の退任及び就任

(損斐農林事務所) 一三三

同

(下呂農林事務所) 一三四

### 正誤

道路の区域変更中訂正

(道路維持課) 一三五

## 教育委員会規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和四十八年岐阜県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「理科」を「並びに理科」に改め、「並びに外国語に関する学科」を削る。

### 附則

1 この規則は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、施行日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

## 告示

岐阜県告示第三百十一号







洞谷	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	土石流
岩高谷	郡上市高鷺町大鷺	次の図のとおり	土石流
丸山谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
寺会津谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
田代谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
下向谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	土石流
小場ノ瀬谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	土石流
向島谷	郡上市高鷺町鮎立	次の図のとおり	土石流
二声谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
烏帽子子谷	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流
鷺見川	郡上市高鷺町鷺見	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
美濃市大字保木脇字艾尾一三四五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
  - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市八幡町入間字焼山三六五七から三六六一まで
  - 二 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採を禁止する。
  - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示

す。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字荒山二七二の一、二七二の二、二七三から二七三六まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
なの花薬局駒爪店	岐阜市西駒爪町十九番地	精神通院	平成 三・五・一
ピリカ薬局	岐阜市数田南三丁目十三の一	精神通院	平成 三・五・一
㈱ウラタ薬局新町店	各務原市那加前洞新町四の一七九	精神通院	平成 三・五・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
須田病院訪問看護ステーション	高山市国府町村山三三五番地五	精神通院	平成 三・五・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 日
アカツカ薬局佐波店	岐阜市柳津町上佐波西三丁目一四九	精神通院	平成 三・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立

支援医療機関の指定の辞退があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
みどり薬局	飛騨市神岡町東町五二二の一	精神通院	平成三三・三三

登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験の日時  
平成二十三年九月七日(水)午後零時三十分から午後五時十五分まで
- 二 試験の場所  
大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学
- 三 試験科目  
1 医薬品に共通する特性と基本的な知識  
2 人体の働きと医薬品  
3 主な医薬品とその作用  
4 薬事に関する法規と制度  
5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類  
1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)一通

2 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ

四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名

及び生年月日を記載したもの) 一枚

五 受験資格

薬事法施行規則第百五十九条の五第二項に定める薬学の課程を修了した者又は実務経験等の条件を満たす者

六 受験手数料

一万五千元に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください(消印しないこと)。

七 願書受付期間

平成二十三年七月一日(金)から七月十五日(金)の午前八時三十分から午後五時十五分まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く)。

八 願書受付場所

1 県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課

九 受験票の送付

受験者に対して、平成二十三年八月二十六日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を送付します。

十 合格発表

平成二十三年十月二十一日(金)午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ(薬務水道課)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/yakujiyakkyoku-hambai/>

十一 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十三年十月二十一日(金)から十一月二十一日(月)まで(ただし、土曜

日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十三年十月二十一日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）、県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十二 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 一一一 内線二五七七）

岐阜保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話 五八 二六四 一一一 内線三五二）

五二）

西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一 内線二六九）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二三 一一一 内線二六一）

関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三 四 一一一 内線三五六）

関保健所都上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一 内線三五二）

中濃保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一 内線三五二）

東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 一一 一一一 内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一 内線二五五）

飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三 一一一 内線三四）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五二 三一一 内線三五三）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年五月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LIXILピバ

三 建物の名称及び所在地

スーパーピバホーム柳津店Aゾーン

岐阜市柳津町流通センター一丁目一九番 外

四 変更した事項

建物設置者の名称

（変更前）トステムピバ株式会社

（変更後）株式会社LIXILピバ

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年五月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇



一 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 LIXIL ビバ

三 建物の名称及び所在地

スーパビバホーム柳津店 Bゾーン

岐阜市柳津町流通センター二丁目七六番 外

四 変更した事項

建物設置者の名称

(変更前) トステムビバ株式会社

(変更後) 株式会社 LIXIL ビバ

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年五月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー各務原中央ショッピングセンター・Vドラッグ各務原中央店

各務原市蘇原青雲町四 一 一七 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・各務原市大規模小売店舗等設置に伴う地域環境保全のための指導要綱第八条の規定による意見書における指導内容に留意し、事業計画を適正に実施されたい。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所

粕川一ノ井水土地改良区 平成 三・四・五 理事 野原祐馬 揖斐郡池田町般若畑 二七一番地

同 小川義徳 同 宮地 五二〇番地

同 樋口孝男 同 本郷 五二六番地の二

同 北野茂 同 青柳 九九番地

同 窪田岩男 同 田中 二〇九番地

同 森敏郎 同 藤代八四七番地の一の二

同 小川誠一 同 粕ヶ原一三五〇番地の一

同 野原由也 同 舟子 二六六番地

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二

同 野原明 同 萩原 四二〇番地の二





平成二十三年五月十三日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター